

利益相反管理方針

プルデンシャル信託株式会社（以下、「当社」といいます。）は、適切かつ健全な信託業務等を行うにあたり、社内外において競合・対立する複数の利益の存在により利益相反が発生した結果、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引を管理するため、以下のとおり「利益相反管理方針」（以下、「本方針」といいます。）を定めます。

第1条（利益相反管理の対象となる会社の範囲）

本方針の管理対象となる会社は、当社グループ（当社または当社の「親金融機関等」もしくは「子金融機関等」をいいます。）に属する会社です。

なお、「親金融機関等」「子金融機関等」の定義は、以下の通りです。

- （1）「親金融機関等」とは、当社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当社と密接な関係を有する者のうち、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者を指します。以下同じ。）、保険会社、銀行等をいいます。
- （2）「子金融機関等」とは、当社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当社と密接な関係を有する者のうち、金融商品取引業者、保険会社、銀行等をいいます。

第2条（管理対象となる取引）

本方針の管理対象となる取引（以下、「対象取引」といいます。）とは、当社グループが行う取引に伴い、当社の「信託業務」に係るお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

第3条（対象取引の特定方法）

対象取引の特定にあたっては、次項の類型に基づき、当社グループの業務の内容や規模、特性等を勘案するとともに、個別具体的な事情を総合的に考慮して決定します。

第4条（対象取引の類型）

対象取引に該当する類型（以下、「取引類型」といいます。）として、当社では以下に掲げるものまたはそのおそれがある場合を想定しています。

取引類型については、継続して検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

【取引類型】

- （1）お客様の利益と当社グループの利益が相反する取引
- （2）お客様の利益と当社グループのお客様の利益が相反する取引

第5条（対象取引の管理方法）

当社は、対象取引について、それぞれの事案に応じ、以下の各号の一つまたは複数の方法を組み合わせる等の対応を行うことにより、お客様の利益を適正に保護し、対象取引を適切に管理します。

- （1）部門の分離

- (2) 取引条件または方法の変更
- (3) 一方の取引の中止
- (4) 利益相反事実のお客様への開示
- (5) その他個別事案ごとに応じた管理方法

第6条 (利益相反管理態勢)

当社は、代表取締役を利益相反管理統括者と定めます。また、法令等遵守推進チームを利益相反管理部署と定め、他の部署から独立した立場で利益相反のおそれのある取引を一元的に管理するとともに、利益相反管理態勢を定期的に評価・検証し、必要に応じて見直しを行います。